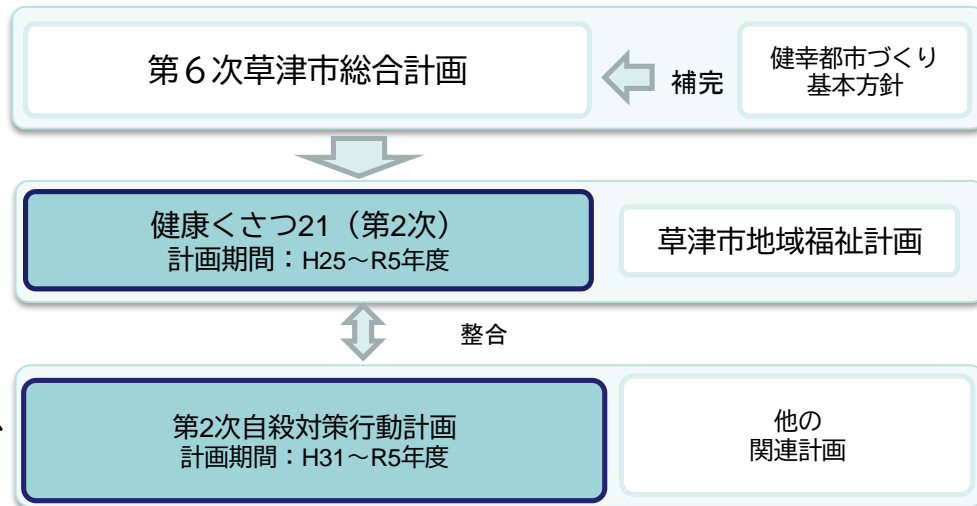


## 1. 計画策定について

### (1) 計画の概要

- ・草津市自殺対策行動計画は、本市の自殺対策を推進するための行動計画として定めるものです。(自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画)
- ・現行の第2次草津市自殺対策行動計画が、令和5年度に目標年次を迎えることから、今般、新たに令和6年度から令和10年度の5年間を計画期間とする(仮称)第3次草津市自殺対策行動計画を策定するものです。
- ・計画の策定にあたっては、国の自殺総合対策大綱や滋賀県自殺対策計画、また、本市の上位計画である第6次草津市総合計画や草津市健幸都市づくり基本方針、健康くさつ21等の内容を踏まえるとともに、草津市自殺対策推進会議の意見をお伺いしながら策定します。

【計画体系図】



## 2. 草津市自殺対策推進会議について

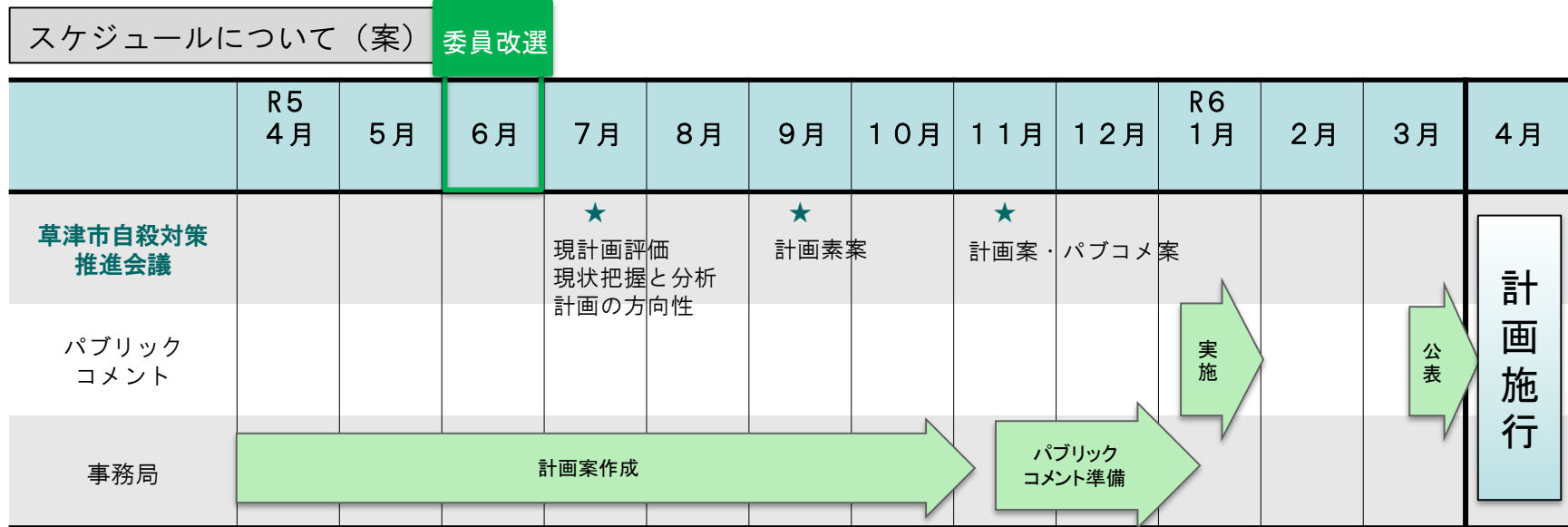
### (1) 担当事務

- ・自殺対策の策定、推進および評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務ならびに自殺対策に関する関係者相互の連絡調整に関する事務。(草津市附属機関設置条例)

### (2) 委員構成と任期

- ・委員は15人以内で構成
- (①学識経験を有する者、②公募市民、③自殺関係行政機関の職員、④その他市長が必要と認めた者)
- ・委員任期は2年(令和5年6月1日から令和7年5月31日まで)

# (仮称)第3次自殺対策行動計画の策定との関係について



令和5年度	
6月1日	委員改選
7月～	草津市自殺対策推進会議 3回 開催予定
令和6年度	
4月1日	計画施行

※パブリックコメントとは、市の基本的な施策を決めるとき、施策の原案を市民に公表し、市民から寄せられた意見を施策形成に反映するとともに、原案に生かせるかどうか検討し、その結果と意見に対する市の考え方を公表する制度（意見公募）です。